

改正案	現行
<p>（会計監査報告の内容） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（農林中央金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百十二条第七号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二丁四（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 農林中央金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ・ロ（略）</p> <p>八 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (5)（略）</p>	<p>（会計監査報告の内容） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（農林中央金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百十二条第六号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二丁四（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 農林中央金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ・ロ（略）</p> <p>八 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (5)（略）</p>

- (6) 信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）
- (イ・ロ) (略)
  - (ハ) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。第五号八において同じ。）の種類別の受託残高
  - (ニ～ヲ) (略)
- 四 (略)
- 五 農林中央金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ・ロ (略)
  - ハ 元本補填契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額
  - ニ～チ (略)
- 六 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、農林中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの
- 七 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他農林中央金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該

- (6) 信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）
- (イ・ロ) (略)
  - (ハ) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。第五号八において同じ。）の種類別の受託残高
  - (ニ～ヲ) (略)
- 四 (略)
- 五 農林中央金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ・ロ (略)
  - ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額
  - ニ～チ (略)
- (新設)
- 六 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他農林中央金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該

<p>重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を      解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲      げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金      庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法      第十一条に規定する賃金をいう。)に関する事項であつて、農林      中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な      影響を与えるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定め      るもの</p> <p>五 (略)</p>	<p>重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を      解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲      げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を      解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲      げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を      解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲      げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>